修学上の配慮（合理的配慮）申請プロセス

合理的配慮の提供とは、特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談に応じ、他の児童生徒と平等に教育を受けるために、学校や設置者が過度な負担がない範囲で必要かつ適当な配慮・調整をおこなうことです。
本校でも必要に応じて修学上の配慮申請ができます。

01 申請



本人または保護者が申請書を提出します。
困りごとや希望を記入します。
必要に応じて、関連資料を添付します。

02 面談



本人・保護者・学校担当者で面談を行います。
困りごとの状況や原因を共有します。
本人の気持ちや希望を詳しく確認します。

03 提案



学校から配慮の具体的な案を提案します。
本人・保護者の意見や希望を踏まえ、複数の選択肢を検討します。
実現可能性や効果について説明します。

合意形成

04 提供



合意した配慮を学校が提供します。
必要な環境調整や支援を実施します。
本人が安心して学校生活を送れるよう、関係者で連携します。

05 評価



配慮の効果や本人の様子を確認します。
本人・保護者の意見を聴き、振り返ります。
必要に応じて、改善点を整理します。

必要に応じて見直し

一人ひとりが安心して学び、力を発揮できる学校を目指します。

「修学上の配慮」に関するお問い合わせ 電話(0956)37-8100 担当:九州文化学園小中学校特別支援コーディネーター